



次なる  
茨木へ。

# 第2次 茨木市 人権施策推進計画

改定版

令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）

概要版

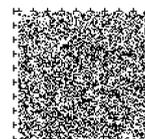
令和5年（2023年）3月



茨木市

## 音声コードを印刷しています

この概要版には、各ページの下部に音声コード（Uni-Voice）を印刷しています。このコードには文字情報が組み込まれており、専用の読取機やスマートフォン用アプリを使用することで音声に変換し、文書内容を読み上げるものです。丸い切込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。



# 計画改定の趣旨

茨木市では、平成29年（2017年）に「第2次茨木市人権施策推進計画」（以下「第2次計画」といいます。）を策定し、各種施策の推進を図ってきました。

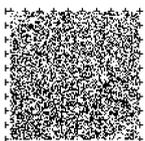
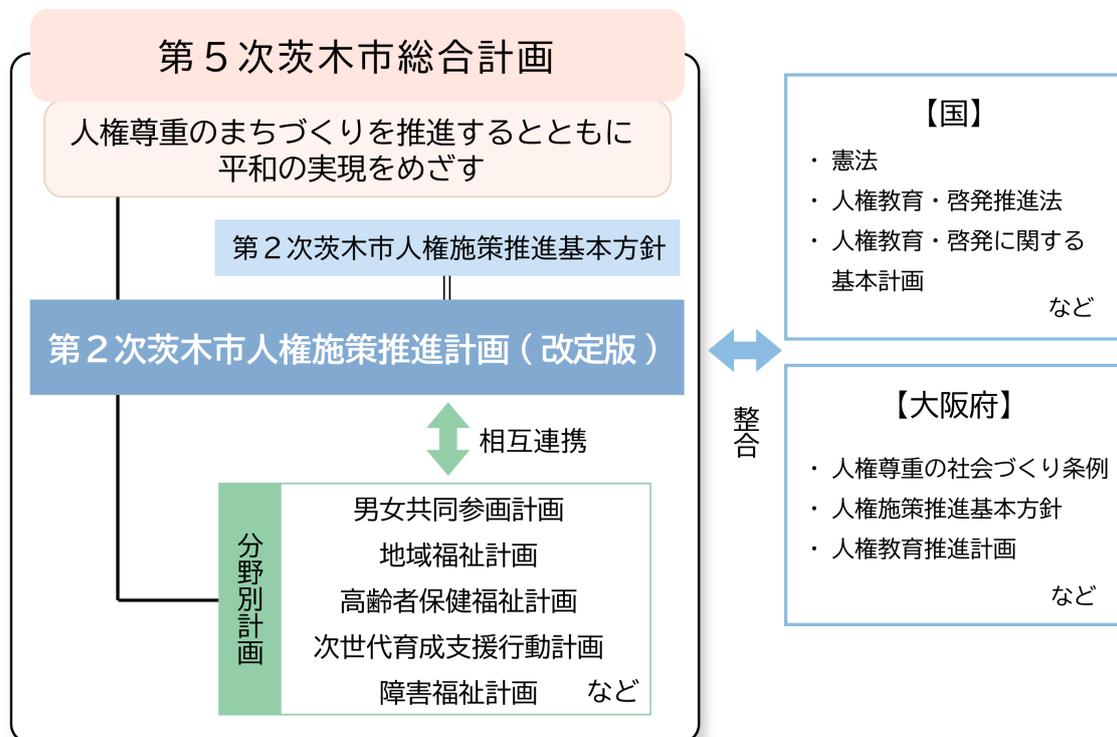
しかしながら、人権を取り巻く環境の変化は大きく、近年では、SNS等インターネット上でのプライバシーの無断掲示、誹謗中傷などの問題や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って生じたさまざまな偏見や差別など、新たな人権課題が生じています。また、障害者でありかつ女性である場合等に生じる複合差別の問題など、人権問題は複雑化、多様化、複合化しています。

これらの状況を踏まえ、本市が令和3年度（2021年度）に実施した「茨木市人権問題に関する市民意識調査」の結果と、第2次計画の取組の成果・課題を踏まえつつ、国際社会の潮流や国・大阪府等の動向との整合性を図りながら、すべての行政分野において、引き続き、市民とともに人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画として「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」を策定しました。

## 計画の位置づけと期間

「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」は、「第5次茨木市総合計画」の分野別計画として、人権施策の推進やその方向性を定めるものです。

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。



# 人権施策の現状と課題

## 1 人権をめぐる社会的な動向

### ■国際的な動向

- ・平成 27 年(2015 年)に国連がSDGsを中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択
- ・国連による「人権教育のための世界計画」第4フェーズ行動計画(2020-2024)の提示

### ■国内の動向

- ・令和3年(2021年)2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行
- ・令和3年(2021年)4月に「プロバイダ責任制限法」が改正
- ・令和4年(2022年)6月に「こども基本法」が成立
- ・令和4年(2022年)7月に「刑法等の一部を改正する法律」が施行

### ■大阪府の動向

- ・平成 27 年(2015 年)10月に「差別のない社会づくりのためのガイドライン」を策定(令和4年(2022年)7月改訂)
- ・平成 28 年(2016 年)4月に「大阪府障がい者差別解消条例」が施行(令和3年(2021年)4月一部改正)
- ・令和元年(2019年)10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が改正
- ・令和元年(2019年)10月に「大阪府性の多様性理解増進条例」が施行
- ・令和元年(2019年)11月に「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」が施行
- ・令和4年(2022年)4月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷及び差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行

## 2 本市における取組

### ■これまでの取組の経過

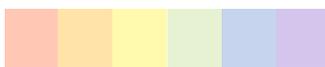
- ・平成 30 年(2018 年)3月に「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定
- ・令和 4 年(2022 年)7月に「茨木市性の多様性を尊重するまちづくり宣言」

### ■第2次計画の取組の評価と課題

- ・概ね順調に事業を推進できているが、新たな人権課題も含め、引き続き取組を推進する必要がある。
- ・社会情勢や時代のニーズに合った方法で、人権教育・啓発に取り組む必要がある。
- ・あらゆる人権相談に迅速かつ適切に対応するため、地域における相談ネットワークを充実させる必要がある。

### 茨木市性の多様性を尊重するまちづくり宣言(LGBTフレンドリー宣言)

茨木市は令和4年(2022年)7月2日に「性の多様性を尊重するまちづくり宣言」を行い、性の多様性についての理解促進や性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)の支援に取り組んでいます。

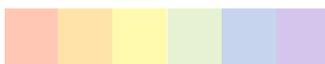


#### 茨木市 性の多様性を 尊重するまちづくり宣言

茨木市は、人権擁護都市として、人権が守られた、豊かで住みよいまちをめざしてきました。

これからも、多様な生き方を理解し、互いの人権を尊重し合い、誰もが幸せを実感しながら自分らしく暮らすことのできる「次なる茨木」に向けて、性の多様性についての理解促進やセクシュアルマイノリティの支援に取り組むことをここに宣言します。

令和4年7月2日  
茨木市長 福岡 洋一



### ■茨木市パートナーシップ宣誓制度

茨木市は令和4年(2022年)7月1日から、パートナーシップ宣誓制度を開始しています。

これは、一方または双方が性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓したことを市が証明する制度です。証明として、パートナーシップ宣誓書受領証を交付します。

### ■性的マイノリティ電話相談「いばらきにじいろ相談」

性自認や性的指向に関するご相談を専門の相談員がお受けします。

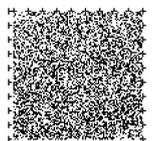
開催日・時間 毎月第4土曜日 15時から20時

電話番号 080-4668-9510

### ■性的マイノリティコミュニティスペース「いばらきにじいろスペース」

毎月1回、性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)の方や、支援者などがつどえるコミュニティスペースを開催しています。

開催場所や開催日など、詳しくは茨木市のHPをご覧ください。

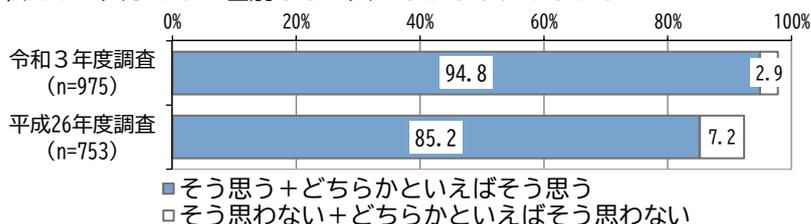


### 3 市民意識調査からみた課題

- ・人権問題への関心や意識は全体として高まっていますが、保護者による体罰や結婚の際の身元調査を容認するような回答も少なくなく、教育・啓発活動のさらなる推進が必要です。

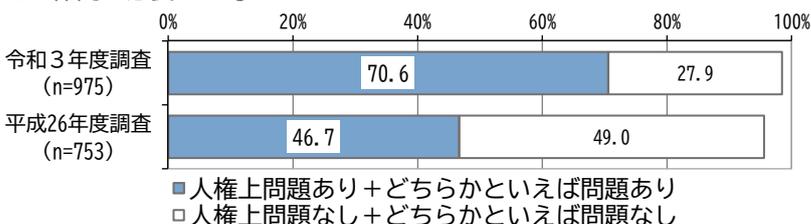
#### ■差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならないといけない

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は合わせて94.8%で、平成26年度（2014年度）調査の85.2%より増加しています。



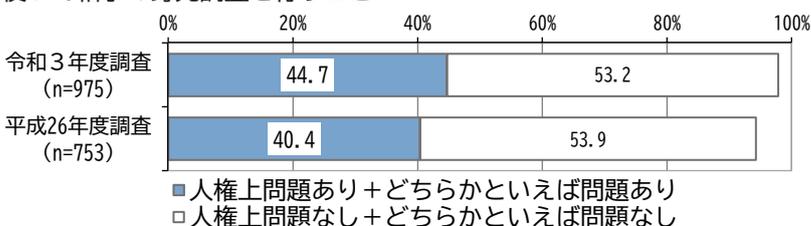
#### ■保護者が子どものしつけのために、ときには体罰が必要だと考えること

人権上の問題を感じる人の割合が大きく増加しているものの、問題だと思わないと回答した割合が27.9%と、約4人に1人が保護者による体罰を容認する回答をしていました。



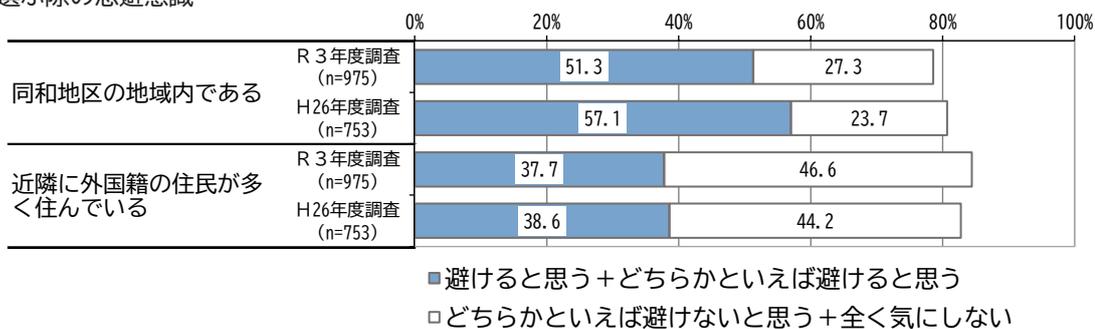
#### ■結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うこと

人権上問題だと思わないと回答した割合は、平成26年度（2014年度）調査から大きな変化はみられません。



- ・依然として同和地区に対する忌避意識が残っており、また外国人等に対する忌避意識や偏見も存在しており、これらを解消する取組が必要です。

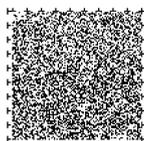
#### ■住宅を選ぶ際の忌避意識



- ・その他、子ども、高齢者、インターネットに関する人権問題等への関心が高い一方で、自分に身近ではない人権問題に関して関心が低い状況です。関心の低い人権課題についても、市民が関心を持ち理解を深めていけるよう継続的な周知・啓発が必要です。

### 4 近年の社会情勢を踏まえた施策課題

- ・インターネットを通じた人権侵害問題の深刻化
- ・多文化共生社会の実現
- ・新型コロナウイルスの感染者等に対する誹謗中傷等
- ・ヤングケアラーの社会問題化



# 計画の基本理念と取り組むべき主要課題

## 1 計画の基本理念

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり
- 誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

## 2 人権課題への取組に共通する基本方針

- 1 すべての人にとって価値あるものとしての人権意識の醸成
- 2 自らと他者の人権の擁護に積極的な態度の育成
- 3 新しい課題に常に開かれた取組
- 4 ソーシャル・インクルージョンの観点からの人権の擁護

## 3 取り組むべき主要課題と施策の方向性

今日、日本社会において課題とされる人権問題は多岐にわたっており、その歴史的な経緯や現在の状況もさまざまです。その中でも、特に本市が取り組むべき主要な課題として、次の10項目を挙げ、取組の方針と施策の方向性を示しています。

### 取り組むべき主要課題

1

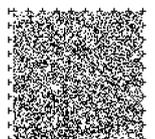
男女共同参画  
(ジェンダー平等)

- ① ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革
- ② 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
- ③ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進
- ④ 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

2

子ども・若者の問題

- ① 子どもの権利に関する啓発の推進
- ② 児童虐待防止の推進
- ③ 子ども自身が利用できる相談窓口等の情報提供
- ④ 子ども・若者の安全な居場所づくり
- ⑤ 子どもの貧困対策
- ⑥ ヤングケアラーへの支援
- ⑦ 学校教育における人権教育の推進と生徒指導体制の充実
- ⑧ 社会教育における人権教育の推進
- ⑨ いじめ等の権利侵害に対する支援体制の充実
- ⑩ 教育の機会均等と家庭教育の支援
- ⑪ 若者の自立支援
- ⑫ 若者の就労支援



3

高齢者問題

- ① 相談支援体制の充実
- ② 虐待の防止と権利擁護
- ③ 認知症対策の充実
- ④ 介護保険サービスの充実
- ⑤ バリアフリーの充実
- ⑥ 健康づくりと介護予防の推進
- ⑦ 社会参加の促進
- ⑧ 雇用機会の拡大
- ⑨ 災害時支援体制の整備

4

障害者問題

- ① 障害者の権利と社会参加に関する啓発の推進
- ② 相談支援体制の整備
- ③ 雇用の促進
- ④ インクルーシブ教育システムの構築
- ⑤ 福祉サービスの充実
- ⑥ バリアフリーの充実
- ⑦ 虐待の防止と権利擁護
- ⑧ 災害時支援体制の整備

5

部落差別  
(同和問題)

- ① 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発の推進
- ② 学校教育・社会教育を通じた学習機会の充実
- ③ 相談支援の充実
- ④ インターネットを通じた人権侵害への対応
- ⑤ 教育や労働、生活等にかかわる課題の解消の取組
- ⑥ 交流や協働の取組の促進
- ⑦ 実態把握

6

外国人問題

- ① 多文化共生社会の実現
- ② 相談支援・情報提供の充実
- ③ 日本語学習機会の提供
- ④ 学校教育における支援と国際理解教育の推進
- ⑤ 外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保
- ⑥ ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止と適切な保護・救済
- ⑦ 外国人住民の社会参加の促進
- ⑧ 災害時における外国人支援

7

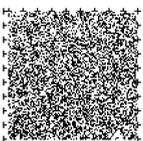
個人情報

- ① 個人情報の保護の取組
- ② 個人情報の適切な利用と管理についての体制整備

8

インターネットを通じた  
人権侵害

- ① インターネット上の権利侵害に関する相談・支援の充実
- ② 子どものインターネット利用に関する権利保障の確保
- ③ インターネット上での人権侵害行為への対応
- ④ デジタル・ディバイド対策の推進



9

性的マイノリティ  
(セクシュアル・マイノリティ)

- ① 性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）についての適切な啓発と情報提供
- ② 学校教育における配慮
- ③ 男女共同参画における性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）への配慮
- ④ 多様な性のあり方を反映したライフスタイルの保障
- ⑤ 相談支援の充実
- ⑥ 性別記載欄の配慮

10

さまざまな人権問題  
(犯罪被害者、新型コロナウイルス感染症に起因した人権侵害、ハラスメント等)

- ① 人権文化の確立に向けた啓発の推進
- ② 新しい課題に開かれた人権行政の推進（各種ハラスメント問題など）

## 人権行政の推進 — 市行政の基盤としての人権施策

人権行政は、「人権意識の高揚を図るための施策」と「人権擁護に関する施策」の2つの基本的な方向から取り組みます。

### 1 人権意識の高揚を図るための施策

1

人権教育・啓発の推進

- ① 人権啓発推進体制の確立
- ② 人権教育の充実
- ③ 人権に関する学習機会の提供
- ④ 就労の場における人権文化の醸成
- ⑤ 地域における人権文化の醸成
- ⑥ 家庭における人権教育の推進

2

人権教育・啓発に取り組む指導者の養成

- ① 指導者・ボランティアの育成
- ② 当事者グループの支援と協働
- ③ 自ら学び、行動する消費者市民の育成

3

市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進

- ① NPO・地域団体等の支援
- ② 市民参加によるまちづくりの推進
- ③ 当事者の参加の推進

4

人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

- ① 人権に関する情報収集・提供機能の充実
- ② 人権教育・啓発に関する調査・研究
- ③ 災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進

5

教育の機会均等の確保と学習の場の充実

- ① 教育の機会均等の確保と学習の場の充実
- ② 識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供



## 2 人権擁護に関する施策

1

市民の主体的な判断・  
自己実現の支援

- ① 当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援
- ② 社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減
- ③ 困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援

2

人権にかかわる総合的な  
相談窓口の整備

- ① 人権にかかわる相談窓口の整備
- ② 庁内外の連携の推進
- ③ 相談事例等を通じた実態把握

3

人権救済・保護体制の充実

- ① 人権救済・保護体制の強化
- ② 関係機関との連携の強化
- ③ 地域における人権侵害の防止と保護・救済
- ④ 就労の場における人権侵害からの保護・救済
- ⑤ 各種生活支援サービスや福祉サービスの充実

## 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

- ① 人権行政の確立
- ② 連携体制の強化
- ③ 人権施策推進の拠点としての「いのち・愛・ゆめセンター」の整備

#### (2) 市民・地域との連携

#### (3) 企業・民間団体との連携

### 2 計画の評価と進行管理

#### (1) PDCAサイクルによる計画の進行管理

#### (2) 施策の充実・改善のための評価手法の検討

#### 人権についての相談先

人権についての相談は、人権センター、人権擁護委員による人権相談、いのち・愛・ゆめセンターで受け付けています。

#### 人権センター

所在地：  
茨木市東中条町2番  
13号  
日時：  
毎週月～金曜日  
午前9時～午後5時  
電話：  
072-622-6613

#### 人権擁護委員 による人権相談

場所：  
市役所南館1階  
市民生活相談課相談室  
日時：  
毎月第2・4木曜日  
午後1時～3時  
お問い合わせ先：  
072-620-1640  
(人権・男女共生課)

#### 豊川いのち・ 愛・ゆめセンター

所在地：  
茨木市豊川四丁目  
4番28号  
日時：  
毎週月～土曜日  
午前9時～午後5時  
電話：  
072-643-1470

#### 沢良宜いのち・ 愛・ゆめセンター

所在地：  
茨木市沢良宜浜  
三丁目12番19号  
日時：  
毎週月～土曜日  
午前9時～午後5時  
電話：  
072-635-7667

#### 総持寺いのち・ 愛・ゆめセンター

所在地：  
茨木市総持寺二丁目  
5番36号  
日時：  
毎週月～土曜日  
午前9時～午後5時  
電話：  
072-626-5660

令和5年(2023年)3月発行

茨木市 市民文化部 人権・男女共生課

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

TEL: 072-620-1640 FAX: 072-620-1725

